

市・県民税、所得税の確定申告

受付期間は (平日のみ) 2月18日(月)～3月15日(金)

平成30年分の市・県民税と所得税の確定申告が2月18日(月) (一部地域は2月7日(木)) から始まります。期間の終盤になると大変混雑しますので、申告は早めに済ませてください。

■問い合わせ
市・県民税申告は税務課 ☎ 26-2111 (内線 128)
所得税申告は中津川税務署 ☎ 0573-66-1202

所得税申告

□とき 2月18日(月)～3月15日(金)午前9時～午後5時(土曜日、日曜日を除く)
※受付終了時間は午後4時
□ところ 中津川商工会議所ホール(中津川市かやの木町1番20号)
※この期間中、中津川税務署では申告相談を行いません

税理士による無料税務相談

□とき 2月18日(月)～28日(木)▶午前の部=午前9時半～正午▶午後の部=午後1時～4時
※土曜日、日曜日を除く
□ところ 中津川商工会議所ホール
☎ 中津川税務署 ☎ 0573-66-1202

要介護認定を受けている方は 障害者控除の対象

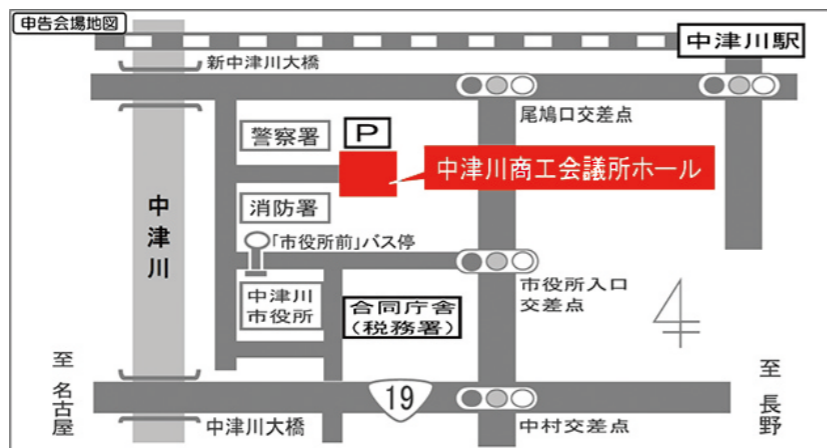
65歳以上の方で、介護保険制度に基づき要介護1から5もしくは、要支援2の認定を受けている方は、身体障害者手帳などを取得してなくても、所得税法や地方税法上の「障害者控除」が受けられます。この控除には「障害者控除対象者認定書」が必要です。認定証が必要な方は、介護保険被保険者証を持って、高齢福祉課か恵那南部地域の振興事務所へお越しください。身体障害者手帳などを持っている方は、手帳を提示することで障害者控除が受けられます。※本人や家族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です
☎ 高齢福祉課 ☎ 26-2111 (内線 163)

確定申告の必要な方

・事業所得や不動産所得、譲渡所得などの合計額が、各種所得控除金額の合計額より多い方
・給与収入金額が2千万円を超える方

マイホームを取得された方への確定申告書作成相談会

□とき 2月14日(木)、15日(金)▽午前の部 11時～12時 午後の部 13時～14時
□ところ 中津川商工会議所ホール
□対象 平成30年中に住宅ローンなどでマイホームを新築や増築され、引き続き居住されている方



医療費控除を受けるには

平成29年分の申告から、医療費の領収書の提出が不要となり、「医療費控除の明細書」を提出することで控除が受けられます。
※医療費の領収書は5年間保管する必要があります

配偶者特別控除の拡大

申告者と生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超え76万円未満が配偶者特別控除の対象となりましたが、平成30年分から合計所得金額の範囲が123万円以下までに拡大されました。
※控除の額は、合計所得金額により段階的に定められています

IDとパスワードで電子申告

平成31年1月からはインターネット申告用のIDとパスワードを取得することにより、マイナンバーカードなどが無くても確定申告の電子申告が可能となりました。IDとパスワードは、税務署で本人確認を行った上で交付されます。これを使って自宅のパソコンから電子申告ができます。さらに従来の電子申告も可能です。
※国税庁ウェブサイトに「確定申告書等作成コーナー」から利用できます

市・県民税申告

申告相談の受付会場

各会場の初日や月曜日は特に混雑する傾向にあります。時間にゆとりを持って来場してください。各地域でも申告を受け付けていますが、なるべく市役所会議棟での申告をお願いします。

市役所会議棟での申告受け付け

□とき 2月18日(月)～3月15日(金)午前9時～午後5時(土曜日、日曜日を除く)

各地域での申告受け付け

□時間 午前9時～午後4時(土曜日、日曜日を除く)

●市役所会議棟での受け付け●

とき(土・日を除く)	対象地区
2月18日(月)～21日(木)	大井町
2月22日(金)～27日(水)	長島町
2月28日(木)～3月1日(金)	東野
3月4日(月)	飯地町
3月5日(火)	中野方町
3月6日(水)	笠置町
3月7日(木)	武並町
3月8日(金)	三郷町
3月11日(月)～15日(金)	市内全域

■各地域での受け付け■

申告会場	とき	対象地区
中野方コミセン	2月7日(木)	1区～5区
	2月8日(金)	6区～11区
飯地コミセン	2月12日(火)	飯地町全域
串原コミセン	2月12日(火)～2月13日(水)	串原全域
上矢作コミセン	2月13日(水)～2月15日(金)	上矢作町全域
笠置コミセン	2月21日(木)	毛呂窪
	2月22日(金)	姫栗・河合
武並コミセン	2月25日(月)	藤
三郷コミセン	2月26日(火)	竹折
	2月27日(水)	野井
山岡振興事務所	2月28日(木)	佐々良木・棕実
	3月1日(金)～3月5日(火)(土・日を除く)	山岡町全域
明智振興事務所	3月6日(水)～3月12日(火)(土・日を除く)	明智町全域
	3月13日(水)～3月15日(金)	岩村町全域

※コミセン=コミュニティセンターの略

申告の必要な方

平成31年1月1日に市内に住所がある方は原則、申告書を提出しなければなりません。ただし、次の方は申告の必要はありません。
・平成30年分の所得税の確定申告をす
る方
・給与収入のみで年末調整をした方
・公的年金のみを受給している方で各種控除をしない方
※平成30年中に所得が無かった方も、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方は、保険料の算定のため申告書の提出が必要です

申告に必要なもの

- 市・県民税申告書
- 印鑑
- マイナンバーカードまたは、マイナンバーの通知カードと、運転免許証などの本人確認書類
- 平成30年中の収入金額の分かるもの、源泉徴収票(給与・公的年金)、報酬等支払調書、事業の収支内訳書など
- 保険料控除証明書(社会保険料・個人年金・生命保険料・介護医療保険料・地震保険料など)
- 国民年金保険料などに係る社会保険料控除を受ける場合、支払証明書の添付が義務付けられています。日本年金機構などから送付された証明書を添付してください